

2022年6月23日

株主・投資家の皆様へ

株式会社共立メンテナンス

当社第43回定時株主総会「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に関する補足説明について

当社は、今般、2022年6月28日に開催予定の当社第43回定時株主総会に付議する「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に関し、本議案へのご理解を賜りますよう補足して説明させていただきます。

記

1. 本議案について

(1) 本議案の導入目的

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2019年6月26日開催の当社第40回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内として設定すること、また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数260,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の趣旨

(1) 金銭報酬債権および譲渡制限付株式の総数

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。各事業年度において割当可能な譲渡制限付株式の数につきましては、『譲渡制限付株式数の上限として設定される260,000株』及び『200百万円以内で設定される金銭報酬債権額の総額に相当

する株式数』のいずれか少ないものいたします。例としては以下のとおりです。

【例 1】

譲渡制限付株式数の上限として設定される 260,000 株を 10 年間にわたり割当てを行ったと仮定した場合は、招集ご通知に記載のとおり、希釈化率は 6.6%となります。

【例 2】

当社株式の過去 5 年間の最安値である「1,800 円」を基に、金銭報酬債権総額の上限である 200 百万円に相当する譲渡制限付株式の割当てを行うと仮定した場合、割当可能譲渡制限付株式数は 200 百万円を 1,800 円で除して算出した「111,100 株」となり、その希釈化率は 10 年間で 2.8%です。

株主の皆様におかれましては、本議案でご提案いたします譲渡制限付株式総数及び金銭報酬債権総額は、あくまで、それぞれの「上限」を画するものであることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げますとともに、当社といたしましても、これら上限内で、株主の皆様にご理解を得られるよう適切に割当てを行う予定でございますことを申し添えます。

以上